

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱の骨子（案）

I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯

- 2022年7月に計画策定プロセスを開始し、2024年4月に広域系統整備の基本要件を決定するとともに、実施案及び事業実施主体の募集を行うことを決定した。

II. 公募の目的

- 実施案及び事業実施主体の選定の公平性及び透明性を確保する観点等から、実施案及び事業実施主体を募集する。

III. スケジュール

- 一連の手続きを踏まえたスケジュールとする。

IV. 応募意思の確認

- 応募資格者は、①一般送配電事業者、②送電事業者、③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者¹であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者とする。
- 複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、全ての事業者が応募資格を有することを必要とする。
- 応募を希望する事業者は、応募意思表明書及び応募資格を有することを証する書類²を本機関に提出する。

V. 応募資格の審査

- 事業者から提出された必要書類を確認の上、応募した全事業者に対し、審査結果を通知する。

VI. 説明会の開催

- 必要に応じて、有資格事業者を対象とした公募要綱の説明会を開催する。

VII. 実施案の提出

- 有資格事業者は、「Ⅷ. 実施案の記載事項」に基づき、実施案を本機関に提出する。
- 有資格事業者以外からの実施案の提出は受け付けない。ただし、複数の事業者による連名で応募意思表明書を提出し、有資格事業者となった場合に限り、実施案の提出時点で構成する事業者に変更がある場合は、変更後の応募意思表明書及び追加となる事業者の応募資格を有することを証

¹ 新たに設立する法人により許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。

² 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者の場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の許可の基準に適合することを説明する書類を提出すること。

する書類を提出することで、実施案を提出することができる。

- 本機関が必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、実施案の修正に関する協議を行う。有資格事業者は、当該協議による場合を除き、実施案を修正できない。
- 有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情変更により、実施案の提出が困難となった場合、その事由及び当該事由が実施案等の評価に与える影響について、本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。
- なお、本機関は、有資格者事業者から提出された内容について公表するとともに、当該内容について当該有資格者事業者に対して広域系統整備委員会等での説明を求める場合がある。
- 実施案の提出は、1事業者につき1件までとする。ただし、複数の事業者が施工区分を分けずに連名で実施案を提出する場合も1件までとする。
- 複数の事業者が施工区分を分担してそれぞれ実施案を提出する場合は、当該複数の事業者がそれぞれ提出する実施案において、他の実施者の名称及び施工区分も含む全ての流通設備ごとの建設、維持及び運用の責任と役割を明確にした書類を添付すること。

VIII. 実施案の記載事項

- 実施案は、公募要綱で示す「実施案の要件」及び送配電等業務指針第55条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。
- 実施案の記載事項は、対策工事の概要、対策工事件名の概要、対策工事の選定理由、経済性、電力システムの安定性、対策の効果、事業実現性、事業継続性、他者設備への影響、将来拡張性、工事費低減の方策その他の実施案の評価に資する事項とする。
- 公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合、公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由を記載するとともに、当該理由を証する書類をあわせて提出すること。

IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等

- 実施案は公募要綱等を充足することを要し、充足しない場合、実施案として採用しない。
- 本機関は業務規程に基づき、本公募要綱等への適合性等の事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。
- 本機関は、有資格事業者が提出した実施案のうち他者設備への影響について、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に妥当性を確認する。

X. 応募に必要な情報の提供

- 有資格事業者から情報提供の依頼があった場合、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲で、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、送電系統図等の情報を提供する。

XI. 他社設備の工事の実施及び維持・運用

- 事業実施主体となった有資格事業者は、広域系統整備計画に他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合には、本機関が認める場合に限り、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に工事

の実施及び工事後の設備の維持・運用を求めることができる。

XII. 広域系統整備計画の変更

- 広域系統整備計画を変更する場合は、業務規程に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う。
- 当該広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者に損害等が生じたとしても、本機関はこれを賠償等する責任を負わない。
- 当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。

XIII. 情報の取扱い

- 本機関が提出を受けた情報は、秘密情報として管理する。

XIV. 本公募要綱に記載の無い事項について

- 公募要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針による。

XV. その他

- 必要に応じて記載する。